



2025 年 3 月 6 日

USAID の一時閉鎖と開発援助を巡る資金フローの変化

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員 篠原令子

米国ではトランプ政権発足後、対外援助の実施機関である米国国際開発庁（USAID）が一時閉鎖に追い込まれている。トランプ政権は 1 月 20 日、対外援助が「米国第一主義」に沿っているか検証するために対外援助プログラムの 90 日間停止を始めとする大統領令を公表¹、これに基づき国務省は対外援助の一時停止と検証を発表した²。ホワイトハウスの HP には「USAID では無駄と乱用が蔓延している」³として具体的な開発プロジェクト名が列挙されており、2 月 23 日には USAID の国内職員 1,600 人の削減とその他の職員の大半について休職が指示された。米最高裁判所は 3 月 5 日、完了した対外援助の請負業者への支払い 20 億ドルに関するトランプ政権の差し止め請求を却下したが、対外援助の一時停止への影響は小さいとみられる。

2023 年の米国の ODA は世界最大の 647 億ドル、DAC（OECD 開発援助委員会）加盟国・地域全体の ODA（2,233 億ドル）の約 3 割を占めており金額は大きいですが、GNI（国民総所得）比では 0.24%と国連目標の 0.7%や日本の 0.44%を大きく下回っている。米国の ODA は人道支援等の緊急支援や食糧支援が 30%以上を占め、その割合は他の主要先進国に比べて高い。また、DAC 諸国による ODA 供与が多い国は 1 位がウクライナ（182 億ドル）で、2 位のインド（39 億ドル）や 3 位のバングラデシュ（32 億ドル）を超える圧倒的な規模となっており、対ウクライナ ODA の 65%を米国が占めている。世界最大のドナー国である米国の対外援助の一時停止により、ウクライナ支援や開発途上国の人道支援等に与える影響は非常に大きい。

こうした米国の方針転換に加え、開発途上国が抱えている課題の変化も ODA の在り方や資金フローに影響を与えている。開発途上国は先進国の ODA に支えられて経済成長を遂げてきたが、近年は気候変動や格差等の社会課題を抱えている。資金規模と課題解決のノウハウの面からも、ODA や慈善団体の寄付など従来の資金だけでなく、民間

¹ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/reevaluating-and-realigning-united-states-foreign-aid/>

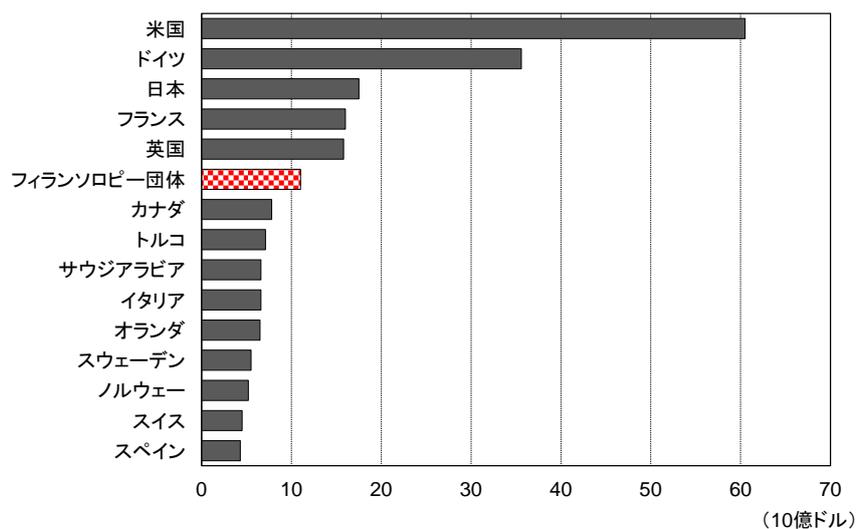
² <https://www.state.gov/implementing-the-presidents-executive-order-on-reevaluating-and-realigning-united-states-foreign-aid/>

³ <https://www.whitehouse.gov/articles/2025/02/at-usaid-waste-and-abuse-runs-deep/>

資金を大規模に動員することが重要となっている。このため、途上国のプロジェクトに対し、公的部門や慈善団体が譲許的資金を提供してリスクを軽減し、触媒となることで様々な民間主体の資金を呼び込む「ブレンデッド・ファイナンス」の活用の拡大が期待されている。

途上国の社会課題解決に向けた資金フローのなかで、民間部門の一部とも言えるフィランソロピー資金は、二国間 ODA の規模に匹敵しており相応のプレゼンスを有している（図）。これらは主にグラントで途上国へ提供されており、非グラント性資金（融資、出資、保証）は限定的だが、触媒資本としての効果的な活用を実証している米国のマッカーサー財団のような組織もある。また、シンガポールでは、シンガポール金融管理局（MAS）が「Financing Asia’s Transition Partnership（FAST-P）」の下でブレンデッド・ファイナンスを推進しており、Temasek Trust が「Philanthropy Asia Alliance」を運営して世界の 80 を超えるフィランソロピー団体と連携するなど、プラットフォームや資金の触媒機能の活用を図っている。米国の対外援助における公的資金のプレゼンスが今後低下していった場合、それが民間資金動員へ与える影響が懸念される。

図：主要国の ODA とフィランソロピー団体のグラント(2022 年)



(資料)OECD, “Finance for sustainable development” より国際通貨研究所作成

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2025 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>